

(2) 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査等取扱要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大阪体育大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、修士及び博士の学位審査等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 修士の学位

(申請の資格)

第2条 修士の学位を申請することのできる者は、次の各号の要件を満たした者とする。

(1) 博士前期課程に2年以上在籍し、所定の研究指導を受けた者

(2) 博士前期課程の単位を、30単位以上修得した者

(申請の手続き等)

第3条 申請者は、研究指導教員の承認を得た上で、学位（修士）申請書（様式第1号）に次の各号の出願書類を添えて、研究科長を経て学長に提出する。

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究（以下、「修士論文等」という。）

1 編（所定様式） 6 通

(2) 修士論文等の和文要旨（200字程度、所定様式） 4 通

(申請の時期)

第4条 学位の申請は、在学中に行うものとし、申請書等の提出時期は毎年1月とする。

2 修業年限を超えて在籍している者で修了時期を、次年度の9月とする場合(学則第32条第2項)には、申請書等の提出時期は7月とする。

(修士論文等の審査)

第5条 研究科長は、学長より学位論文等審査の付託を受けたときは、その旨を研究科委員会に報告する。

(修士論文等受理の可否及び審査委員の選出)

第6条 研究科委員会は、修士論文等受理の可否について、書類による資格審査を行う。

2 学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、研究指導教員の推薦する審査委員候補者の中から審査委員を選出する。

3 前項の審査委員は研究指導教員を含む3名以上とし、必要ある時は、学外の大学院等の教員等（以下「学外委員」という。）を加えることができる。

4 学外委員を加える場合には、必要に応じてその学外委員の略歴及び研究業績を添付するものとする。

(論文審査委員の委嘱)

第7条 研究科長は、前条により受理を可とされた論文ごとに、審査委員を委嘱するとともに、修士論文等審査の主査及び副査を指名する。

- 2 前項により委嘱した審査委員に事故あるときは、主査の場合は、研究科長が審査委員を委嘱するとともに主査に指名する。副査の場合は、研究指導教員が推薦する者を研究科長が審査委員に委嘱するとともに副査に指名する。

(修士論文等発表会の開催)

第8条 研究科委員会は、受理された修士論文等について公開の修士論文等発表会を審査委員出席のもとで開催する。

(修士論文等及び最終試験)

第9条 審査委員は、修士論文等審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、修士論文等の内容を中心として、これに関連する学識について口答による審査を行う。

(修士論文等審査及び最終試験の判定)

第10条 修士論文等審査及び最終試験終了後に主査は、次の事項を研究科委員会に報告する。

- (1) 修士論文等審査結果の要旨(所定様式)及び審査委員名簿
- (2) 最終試験結果の要旨(所定様式)

- 2 前項の報告に基づき、研究科委員会は、修士論文等審査及び最終試験の判定を投票により行う。
定足数は構成員の3分の2以上の出席、議決は出席者の3分の2以上の賛成を合格とする。)

- 3 学外委員は前項の構成員数に算定せず、票決に加わらないものとする。

(学位授与の審議)

第11条 修士論文等及び最終試験に合格した者については、研究科委員会において学位(修士)授与の可否を審議する。

(学位授与の報告)

第12条 研究科長は、修士の学位授与を可とした者について、研究科委員会に文書で報告するものとする。

- 2 研究科委員会には、修了予定者、審査委員主査、学位に付記する専攻分野の各称及び修了の資格(在学年数、修得単位数)一覧表を提出する。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による学位(課程博士)

(申請の資格)

第13条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士後期課程の第3学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受けた者
- (2) 博士後期課程の単位修得退学後、再入学し、所定の研究指導を受けた者
- (3) 在学期間は、再入学前後の期間を通算して6年を超えることはできない。

(申請の手続き等)

第14条 申請者は、研究指導教員の承認を得た上で、学位(課程博士)申請書(様式第2号)に次の各号の出願書類を添えて、研究科長を経て学長に提出する。

(1) 論文1編 (所定様式)	5 通
(2) 論文の和文要旨 (2000字程度、所定様式)	4 通
(3) 論文の和文概要 (800字程度、所定様式)	4 通
(4) 論文の欧文概要 (300語程度、所定様式)	4 通
(5) 論文目録 (所定様式)	4 通
(6) 履歴書 (所定様式)	4 通
(7) 単位修得見込証明書又は単位修得証明書	4 通
(8) 論文の公表に関する申請書	1 通

(申請の時期)

第15条 学位の申請の時期は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第13条第1号該当者 毎年10月
- (2) 第13条第2号該当者 随時

(論文の審査)

第16条 研究科長は、学長より学位論文審査の付託を受けたときは、その旨を博士委員会に報告する。

(論文受理の可否及び審査委員の選出)

第17条 博士委員会は、論文受理の可否について、書類による資格審査を行う。

- 2 研究指導教員の推薦する審査委員候補者の中から審査委員を選出する。
- 3 前項の審査委員は研究指導教員を含む3名以上とし、必要ある時は、学外委員を加えることができる。
- 4 学外委員を加える場合には、必要に応じてその学外委員の略歴及び研究業績を添付するものとする。

(論文受理の決定及び論文審査委員の委嘱)

第18条 研究科委員会は、博士委員会委員長の報告に基づき論文受理の可否を決定する。

- 2 研究科長は、前項により受理を可とされた論文ごとに審査委員を委嘱するとともに、論文審査の主査及び副査を指名する。
- 3 前項により委嘱した審査委員に事故あるときは、主査の場合は、研究科長が審査委員を委嘱するとともに主査に指名する。副査の場合は、研究指導教員が推薦する者を研究科長が審査委員に委嘱するとともに副査に指名する。

(博士論文発表会の開催)

第19条 研究科委員会は、受理された論文について公開の博士論文発表会を審査委員出席のもとで開催する。

(論文審査及び最終試験)

第20条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口答又は筆答による審査を行う。

(論文審査及び最終試験の判定)

第21条 論文審査及び最終試験の終了後に主査は、次の事項を博士委員会に報告する。

(1) 論文審査結果の要旨(1000字程度)及び審査委員名簿

(2) 最終試験結果の要旨(400字程度)

2 前項の報告に基づき、博士委員会は、論文審査及び最終試験の判定を投票により行う。(定足数は、構成員の3分の2以上の出席、議決は出席者の3分の2以上の賛成を合格とする。)

3 学外委員は、前項の構成員数に算入せず、票決に加わらないものとする。

(学位授与の審議)

第22条 論文審査及び最終試験に合格した者については、博士委員会において学位(博士)授与認定の可否を審議する。

2 主査は、学位授与を認定された者については、次の各号の書類を研究科長に提出する。

(1) 審査投票結果

(2) 論文審査結果の要旨及び審査委員の名簿

(3) 最終試験結果の要旨

(学位授与の報告)

第23条 研究科長は、博士の学位授与を認定された者について、研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 研究科委員会には、修了予定者、研究指導教員、審査委員、学位に付記する専攻分野の名称、論文題目及び修了の資格(在籍年数、修得単位数)一覧表を提出する。

(学位授与の特例)

第24条 第13条第2号の規定により再入学した者が、論文を提出した場合は、学位規程第5条第1項該当者として取り扱うことができる。

2 前項の規定により論文を提出するときは、所定の審査手数料を納付するものとする。

第2節 論文提出による学位(論文博士)

(申請の資格)

第25条 論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士後期課程担当の研究指導教員の指導により、5年以上(修士の学位を有する者は3年以上)の研究歴を有する者

(2) 前号以外の者にあつては、博士委員会において当該の研究歴を有する者と認められた者

(予備審査の手続き等)

第26条 申請者は、予備審査申請書(様式第3号)に次の各号の出願書類と所定の審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出する。

(1) 論文1編(所定様式) 5通

(2) 論文の和文要旨(2000字程度、所定様式) 4通

(3) 論文の和文概要(800字程度、所定様式) 4通

(4) 論文の欧文概要(300語程度、所定様式) 4通

(5) 論文目録(所定様式) 4通

(6) 履歴書(所定様式) 4通

(申請の時期)

第27条 予備審査の申請は、随時行うことができるものとする。

- 2 第33条の規定により論文受理を否とされた場合は、論文内容を改善の上、更に2回を限度に申請することができる。

(学位論文の内容)

第28条 論文の内容は、公表されたもの、又は公表予定の確実なものでなければならない。

- 2 提出する論文は、本学の大学院博士後期課程を修了した者の論文と同等以上の内容でなければならない。
- 3 提出する論文は、本学以外の大学の学位論文として提出したものであってはならない。

(論文の審査)

第29条 研究科長は、学長より予備審査の付託を受けたときは、その旨を博士委員会に報告する。

(予備審査委員候補者の推薦)

第30条 博士委員会は、3名以上の予備審査委員候補者を選出し、論文の予備審査及び学力試験を行う予備審査委員会を組織する。

- 2 第25条第1号及び第2号に規定する者の予備審査委員候補者の選出に当たっては、研究指導教員を含むものとする。
- 3 必要ある時は学外委員を予備審査委員候補者に加えることができる。
- 4 予備審査委員候補者の中に学外委員を加える場合には、必要に応じてその学外委員の略歴及び研究業績を添付するものとする。
- 5 博士委員会委員長は、申請者の論文題目、予備審査委員候補者一覧に論文の和文要旨を添えて研究科長に報告する。

(予備審査委員の委嘱)

第31条 研究科長は、前条の予備審査委員候補者の中から予備審査委員を委嘱するとともに、予備審査の主査及び副査を指名する。

- 2 予備審査委員に事故あるときは、博士委員会の議を経て推薦された予備審査委員候補者を研究科長が予備審査委員に委嘱する。

(予備審査及び学力試験)

第32条 予備審査委員会は、論文の予備審査及び学力試験を行う。

- 2 学力試験は、論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口答又は筆答による審査を行う。
- 3 予備審査主査は、論文受理の可否結果、申請者の論文題目、予備審査委員一覧に論文の和文要旨を添えて博士委員会に報告する。
- 4 第25条第1号及び第2号の規定に該当する者にあつては、研究指導教員名を添付するものとする。

(論文受理の決定)

第33条 博士委員会は、予備審査主査の報告に基づき論文受理の可否を審議する。

2 博士委員会委員長は、前項の結果を研究科長に報告し、研究科委員会は論文受理の可否を審議決定する。

3 研究科長は予備審査の結果を学長に報告するものとする。

(学位申請の手続き等)

第34条 論文の受理を可とされた者は、学位(論文博士)申請書(様式第4号)に第26条に規定する出願書類と所定の審査手数料を添えて、学長に提出する。

2 書換えを要しない出願書類については、予備審査の出願書類をもって充てることができる。

(審査委員候補者の選出)

第35条 研究科長を介して学長から本審査を付託された博士委員会は、第30条の規定を準用して3名以上の審査委員候補者を選出し、論文の審査及び学力試験を行う審査委員会を組織する。

(論文審査委員の委嘱)

第36条 研究科長は、前条の審査委員候補者の中から審査委員を委嘱するとともに、受理された論文審査の主査及び副査を指名する。

2 本審査のための主査及び副査は、原則として、予備審査の主査と副査を充てるものとする。

3 審査委員に事故あるときは、第31条第2項の規定を準用する。

(博士論文発表会の開催)

第37条 研究科委員会は、受理された論文について公開の博士論文発表会を審査委員出席のもとで開催する。

(論文審査及び学力試験)

第38条 審査委員会は、論文の審査及び学力試験を行う。

2 学力試験は、論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力及び外国語(1外国語以上)について、口答又は筆答による審査を行う。

3 第25条第1号に規定される者については、外国語の試験を免除することができる。

(論文審査及び学力試験の判定)

第39条 論文審査及び学力試験終了後に主査は、次の事項を博士委員会に報告する。

- ・論文審査結果の要旨(2000字程度)及び審査委員名簿

- ・学力試験結果の要旨(400字以内)

2 博士委員会は、前項の報告に基づく論文審査及び学力試験の判定を投票により行う。(定足数は構成員の3分の2以上の出席、議決は出席者の3分の2以上の賛成を合格とする。)

3 学外委員は、前項の構成員数に算入せず、票決に加わらないものとする。

(学位授与の審議)

第40条 論文審査及び学力試験に合格した者については、博士委員会において学位(博士)授与認定の可否を審議する。

2 主査は、前項の結果を、次の書類を添えて研究科長に提出する。

(1) 審査投票結果

(2) 論文審査結果の要旨及び審査委員の名簿

(3) 学力試験結果の要旨

(学位授与の報告)

第41条 研究科長は、博士の学位授与を認定された者について、研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 研究科委員会には、学位授与を認定された者、審査委員、学位に付記する専攻分野の名称、論文題目及び学力試験結果を提出する。

3 第25条第1号及び第2号の規定に該当する者にあつては、指導教員名を添付するものとする。

第3節 その他

(審査委員の変更)

第42条 審査委員に転任等が生じた場合、博士委員会において学位授与認定の可否の審議が行われた者については、審査委員の変更を行わずに研究科委員会に付議できるものとする。

2 審査中途の審査委員の変更については別に定める。

附則 この要綱は、平成14年9月19日から施行する。

旧細則の廃止 学位論文提出等に関する細則（平成5年5月20日制定）は廃止する。

附則 この要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年6月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年11月6日から施行する。ただし、第27条第2項、第35条、第36条第3項及び様式第4号については、平成19年11月8日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年3月14日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。